

令和4年度第4回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 要点記録

日 時：令和4年10月13日（木）午後2時から

場 所：国分寺市役所 プレハブ第1会議室

出席委員：内藤孝雄会長・藤巻正樹副会長・鹿島岳志委員・宮崎邦子委員・新藤圭一委員・田口佳子委員・高野誠委員・新川保明委員・宮崎悦子委員・和地誠一委員・森田秀子委員・金原洋一委員・柳田真人委員

事務局：下河原保険年金課長・増井国民健康保険係長・奥秋・大坂・溝端

会長 ただいまより第4回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。早いもので、夏から始まりもう第4回目の開催です。今日はよろしくお願いします。また、新型コロナの感染対策を行いながら進行していきたいと思いますので、よろしくお願いします。では、今日の出席状況について、事務局からお願いします。

事務局 それでは、本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告、出席13人、欠席3人です。したがって、運営に関する協議会規則第7条の規定により、委員総数16人の2分の1の出席を頂いておりますので会議は成立しております。また、議事録署名委員につきましては高野委員、宮崎邦子委員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。なお、健康部長の鈴木は欠席となります。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、協議の前に資料の確認をお願いします。

事務局 資料の確認をさせていただきます。本日、机上配付させていただいた資料は、「資料1 令和4年度諮問第1号答申書（案）」「参考資料 国民健康保険税減免制度について」「令和4年度第3回要点記録」です。以上でございます。

会長 皆様お手元にございますか。それでは、次第に沿って協議事項に移ります。市長から諮問事項を2点、協議会に頂いております。課税限度額引上げと、税率改定の件についてです。これが前回の資料2に当たり、ケース②が妥当となりましたので、本日はこれまで協議をしてきました内容を取りまとめて答申書を作成し、その内容の確定まで行いたいと思います。前回までの協議状況を踏まえて事務局が答申案を作成しておりますので、事務局より説明を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 それでは、資料1についてご説明いたします。資料1をお願いいたします。こちらは第1回から第3回まで協議いただきました内容により、答申書の案を作成しました。諮問事項1につきましては、課税限度額の改定についてです。協議を頂きました結果、他市の状況も踏まえ、改定することを妥当とする結論を頂きましたので、その内容を答申としています。

諮問事項2については、国民健康保険税率の改定についてです。こちらは協議を頂きました結果、医療分5.46%、後期高齢者支援金分1.8%、介護保険分1.57%、合計8.83%を妥当とするという結論を頂きましたので、その内容を記載しております。あわせて、附帯

意見として、前回までの協議の状況から、多くの委員から本市と同じ地域である多摩 26 市の平均を参考にする必要があるというご意見を頂いておりますので、その内容を盛り込んでいます。そして、収納率向上について、また改定の時期については他の自治体が赤字解消に向け取組を進めていることを受け、適宜改定していくことを案として記載しています。こちらについては、追加すべき附帯意見について改めて協議を頂ければと思います。雑駁ではありますが説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から答申書の内容説明がございました。今日の机上配付資料で皆さん目を通されたと思いますが、答申書（案）は、「令和 4 年 8 月 4 日付諮問第 1 号により諮問のありました諮問事項 2 件について、下記のとおり答申いたします」ということであります。

諮問事項が 2 つありますが、1 つは国民健康保険税の課税限度額、もう 1 つは次のページにあります諮問事項 2 の国民健康保険税の税率改定についてです。第 1 回から第 3 回までに皆さんからご審議を頂きまして、本日のこの答申書の（案）にまで至ったわけです。前回の第 3 回の協議会で、裏面にあります国民健康保険税の税率改定について皆さんから大変活発なご審議を頂きました。その結果がこの答申に反映されています。また、答申書に記載されているように税改定に向けて多摩 26 市の平均値を参考にするという意見を皆さんから頂きました。それを踏まえて標準保険料率に近づけていくとともに、収納率の向上にも積極的に取り組んでほしいということと、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定して被保険者への急激な負担増にならないようにするというところで、3 年に 1 度に限らず、適宜改定していったらどうかとしています。

皆さん、前回の協議内容を受けて作成したこの答申書（案）の内容について、皆さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副会長 諮問事項の 2 番目の下から 3 行目のところ、「将来的に国や東京都から税率改定を求められることを」とあるのですが、独特というか、具体的に意味が分かりにくいかなと思います。要するに、国とか東京都がこの税率決定を否定してくるということを想定しているのでしょうか。今、我々は税率をみんなで話し合っているわけですが、その辺が分かりにくいと思います。

事務局 今ご質問いただいた、将来的に国や東京都から税率改定を求められるという部分につきまして、前回も少し触れさせていただきました全国的な動きの中で、例えば大阪府などでは同一府内、同一都道府県内の料率を一本化してきたというような動きもあります。また、赤字といわれる部分の約 5 割が東京都管内の自治体から出ているというところを勘案すると、今後一本化、また標準保険料率に向けて早期に近づけるようにといったことが示される可能性も見据えてこのような表現を用いています。将来的な部分を見据えてというところでございます。

会長 ほかの行政からも動きがだんだん出てきています。特に東京都ですね。

ほかに皆さんご意見ございませんか。

事務局 事務局です。今の「将来的に国や東京都から」のところは、事務局の案でございますので、もう少し明確にとか分かりやすいようにという表現について、例えばこういう感じでということでご提案いただければそのようにしたいと考えております。

会長 この辺は大変難しいところだと思います。文言が皆様の希望というか、ご意見に沿ったような形で今入れてあるのですが、これを入れてほしいとかここは訂正してほしいとか、もしありましたら言っていただければと思います。

副会長 ではもう1つ。今のところ、4行目で、「標準保険料率に近づけていくとともに、収納率の向上に積極的に取り組み、将来的に」云々ですけれども、この「収納率の向上に積極的に取り組み」というのは内容がこの前後とは一致しないので、これは別の枠に外して、むしろ「標準保険料率に近づけていくとともに、将来的に国や東京都からの税率改定」とした方が、意味としては通るのではないかという感じがします。収納率の向上については、最後に収納率の向上に積極的に取り組むことも考えてという形で、分けたほうが文章としてはいいのではないかなと個人的に思います。

会長 今のご意見ですが、収納率は後のほうに回していただいて、まず標準保険料率に関する内容をひとまとめにして、その後に収納率の向上に取り組むことを入れるというご意見ですよね。収納率の向上に取り組むという文言は入れたままにするということですね。

副会長 ただ、今の位置に入るのは前後と違う内容かなと思います。

会長 後のほうにということですね。

副会長 はい。

宮崎（邦）委員 そうすると、ここの文章、「今後の税改定に当たっては」から、「将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩26市の平均値を参考しながら」という文章の流れにしたほうが、主語があってすっきりするのかなという気がいたします。ここの文章のつなぎ方は考えていただいていいと思うのですが、国や都の動きがあるから今後も変化が多分出てくるのではないかということを前置きして次の文章につなげていったほうがいいのではないかと思います。

会長 宮崎委員のお話は、「今後の税改定に当たっては」に「将来的に国や東京都から」をすぐに結びつけるということですね。

宮崎（邦）委員 はい。

会長 2つのご意見をいただいたので事務局でまとめていただけますか。

事務局 2案を整理し、読み上げます。「なお、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩26市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに」「被保険者の急激な負担増とならないよう3年に1度に限らず、適宜改定していくことが必要である。あわせて、収納率の向上に積極的に取り組む必要がある」恐らくそういった流れになるのかなと思います。集約させていただきました。

金原委員 いいですか。「今後の税改定」とありますけれども、税改定と税率改定とどう

違うのですか。

事務局 今のご質問について、本市の国民健康保険は所得割と呼ばれる税率をかける部分と、皆様に均等にご負担いただく均等割のその2点で構成されています。「税改定」といいますと、今回特に協議を頂いているところではないのですが、均等割も含めた形での改定というところを想定します。

金原委員 なるほど。それともう1つ、3年に1度というのは、今までは3年に1度だったのですか。最後の2行ですが、「3年に1度に限らず、適宜改定していく」ということになるわけですね。「被保険者の急激な負担増とならないよう」というのは適宜改定の条件になるわけですね。そうすると、「3年に1度に限らず、被保険者の急激な負担増とならないよう適宜改定していく」ということではないかなと思います。つまり、文章を入れ替えるのはどうでしょうか。

事務局 順番を組み替えるということでしょうか。

会長 3年に1度というのは、皆様が委嘱される前の平成30年度に当協議会で審議いただいて、20年かけて3年に1度ずつ改定していこうという結論に至っています。平成30年度の協議会委員の何人かから、3年に1度という意見が出ていました。今回は3年に1度に限らず、その都度適宜適切な改定に向けて取り組んでいきたいと思います。この「3年に1度に限らず」の3年というのは、さっき言ったように平成30年度のときの協議会の結論であります。ですからその文言が今回も入っております。各市によってその辺の取組が違うのですが、おおむね3年に1度が大体慣例的なところだったと思います。毎年改定していく市もあるし、2年に1回の市もあるかもしれない。次の改定時期については、また皆さんにご意見頂くことになると思います。

事務局 事務局です。もう一度「なお」以下を集約して読み上げをさせていただければと思います。違う場合は、また改めてご意見頂戴できればと思います。「なお、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩26市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに、3年に1度に限らず、被保険者の急激な負担増とならないよう適宜改定していくことが必要である。あわせて、収納率の向上にも積極的に取り組む必要がある」と委員の皆様からの組替え案を集約させていただきました。よろしくお願いします。

鹿島委員 最後の収納率についてなのですが、当市では97%以上あるということで、これがいいのか悪いのかというのは、私的には97%という数字はかなりの収納率であると考えます。税率を今より上げるとなると収納率を上げるのがかなり厳しくなるように思います。支払いが困難になる方も必ずいると思いますので、あまり答申書の中には入れなくても逆によろしいのではないかなと思います。収納率をかなり改善しないとまずいということであれば別ですけども、前回のお話の中で97%以上の収納率があるということはお聞きました。その中でさらにこれ以上上げるとなったらどうなるのということを考えれば、今回この中に特に入れる必要はないのではないかなと私は思いました。

会長 一般的にこの収納率はいいのでしょうか。

事務局 事務局です。この 97.4%という収納率がいいか悪いかというところ、ほかに比べて高いか低いかというところで、今すぐに出てこないのですが、ただ決して低い部類ではないと認識しています。むしろこの 97.4%の収納率というのは近隣自治体に比べても高い部類に入るのかなというところにはなります。

新藤委員 今の鹿島委員のご意見に関連してですが、要は税率を上げるという答申なので、税の負担額が増えてしまうのですよね。そうすると、一部からは未納がある保険税の税率を上げるのだったら、先に未納の人から集めるべきだといった反論というか、反応が考えられます。それを防止する意味でも、税率は上がるのだけれども、もちろん収納率の向上にも努めていきますという努力目標を併記して、できるだけ了承が得られやすい文章にしたほうがいいのかと思います。私は収納率の件は当初どおり載せておいていいのではないかなと思います。

会長 ありがとうございます。いろいろなご意見頂きまして、こういう働きかけが必要だということもあるし、そうではないということもあるかもしれません。収納率の向上についてどうでしょうか。収納率の向上はアウトリーチみたいな形ですから、市としての取組も必要になってくるし、また、納める方、納税の意味も含んでいるということもあります。

事務局 事務局です。すぐに資料が出なくて申し訳なかったのですが、令和3年度の多摩26市における国分寺市の国民健康保険の収納率ですが、現年度、令和3年度に課税したので令和3年度にお支払いいただいた分が 97.4%になりまして、多摩26市中合計6位となります。また、この収納率の向上は先ほど委員がおっしゃった意味がありますし、あと利便性を高めていく、お支払いされる方がいつでもお支払いができるという環境を含めて収納率を高めていくという意味合いも入っております。以上です。

会長 収納率の文言が最後に来るわけですね。今日の答申書（案）では最初上のほうに来ていた文章なのですが、それをぐっと下げて最後に入れることになります。標準保険料率の統一に向けて将来的に国や東京都から税改定を求められることが想定されるというのがまず皆さんのご意見だと思います。そして、次が多摩26市の平均値を参考にしながら標準保険料率に近づけていくということです。つまり、この附帯意見の中で将来的に考えられることと、課題のある現状において、国や東京都から税率改定を求められたときにすぐ対応できるようにしていくという趣旨の文言だと思います。もう1つは被保険者の立場を考えて急激な負担増にならないようにするということが取組の中にあります。具体的に表すと3年に1度に限らず、適宜、急激な負担増にならないように改定していくということだと思います。「3年に1度に限らず」と具体的な文言を入れてもよろしいでしょうか。何年ごとに改定するのか具体的な文言がなく、改定に向けて取組むとだけ記載するのは良くないと思います。毎年改定するという文言を入れていないし、3年に1度とも限られていませんから、幅の広い意味に取れると思います。

副会長 この5行を1文で書くというのはちょっと分かりにくい感じもするので、途中で切ってもいいように感じませんか。最後の3年に1度に限らず、適宜改定していくことが必要であるという部分は1つの文章だと思うのですが、その前の「今後の税改定に当たっては」の部分は、「標準保険料率に近づけていくように努力する」という形で一回切ったほうがいいと思います。この5行分を1つの文章で書くのは、主語は「今後の改定に当たっては」なのでしょうが、その辺がかえって分かりにくくなると思います。もう少し切って、短文にしたほうが明瞭になると思います。つまり、今後の税改定に当たってはという部分が、どことつながり何を言いたいのかというと、標準保険料率に近づけていくことを言いたいのか、それとも、適宜改定していくことが必要だということを言いたいのかということだと思うのです。個人的な意見ですが、幾つかの文章を並べてしまうから、内容が少し伝わりにくいよう感じます。

会長 どこかで区切りますか。

副会長 3年に1度に改定という部分は別の文章にしていいたほうが気はするのですが、どうでしょうか。

会長 では、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から改定を求められることを想定して標準保険料率に近づけていくことを努力する。そこで1回切りまして、また被保険者の急激な負担増にならないように、3年に1度に限らず、適宜改定して収納率の向上に積極的に取り組んでいきたいとするということですかね。この1つの長い文章を途中で2つにする。

新藤委員 今、先生からご提案があったのですが、答申書として考えると、この諮問事項2は、何%から何%に改定することが妥当であるということが本旨となります。本旨に続く文章を今ご提案があったように分割すると文章として成立させるのが難しくなってしまうので、くっつけたほうが成立しやすい気がします。無理に分けなくてもいいのではないかなと感じます。

副会長 質問は一つなので、それに対する答えということであれば一遍に答えてしまってもいいのかもしれないですね。

会長 諮問事項2は税改定についての具体的な数字を示していますが、附帯意見の内容が今後の税改定に関わってくることは間違いないのです。附帯意見の内容について皆さんから意見を頂いているのですが、この文章をどうしましょうか。「なお、今後の税改定に当たっては」という文言が1番にきます。「将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し」というのが2番目です。私たちは多摩26市に属しているので、今回の諮問事項2の税率改定に向けて多摩26市の平均値を参考にしたところがありますので、「多摩の26市の平均値を参考にしながら」というのが3番目になります。それを踏まえて、4番目が「標準保険料率に近づいていくとともに」となり、5番目が「3年に1度に限らず適宜改定し、被保険者の急激な負担増にならないようにしていくことが必要である」となります。そして最後に努力目標として、収納率の向上に積極的に取り組みましようとなります。

す。こういう文章のつながりでどうでしょうか。

宮崎（悦）委員 私自身はこの文章に関してそんなに違和感はなかったのですが、皆様のご意見を聞いたらもっともだなというところも多く、そうやって直していただいていいと思いました。ここにいらっしゃる方は平成30年度の答申で3年に1度と決まったというのが分かっていますし、3年に1度という文言があれば、そういうふうに決まっていたということが、文章から読み取れると思います。ただ、文章を直すのであれば、3年に1度の前に平成30年度の答申により決まったと加えられたらいいのかなと思いました。

会長 過去のいきさつですね。

宮崎（悦）委員 過去のいきさつというか、3年に1度の根拠というか、流れを見ればそういうことできつと決まっているのだらうなというのは分かるのですが、どうせ直すのであれば入れてもらったほうがいいのかなと思いました。

副会長 「これまで」という一言では駄目ですか。

宮崎（悦）委員 別に「これまで」でもいいと思います。

会長 どうでしょう。3年に1度という文言だけを初めて聞くと何だかよく分からないので、平成30年度の協議会で審議いただいた内容を踏まえて3年に1度としたと書くと文章が長くなってしまう。だから文章を短くする必要がありますが、3年に1度に限らずと入れなくても、もっと短い文章で適宜改定していくと言えば別にそれでもいいのではないのでしょうか。

副会長 1つのよりどころとして、3年に1度やっていたということで、これまでの3年に1度に限らずというニュアンスを入れるのはどうでしょうか。

宮崎（悦）委員 「これまでの」だったら短くていいと思います。

金原委員 最後の2行が要はパンチラインですね。だから、被保険者の急激な負担増に配慮しつつ、今後の税改定のスキームを適時適切に改定していくということですね。おっしゃるように3年に1度の改定を段階的に20年間行うのではなく、新たなスキームで改定することになれば、その条件として多摩26市の平均値や、標準保険料率に近づけるということがあり、かつ将来的には国や東京都の税率改定に関する新たな施策を想定しつつということになるかと思います。もし文章を分けるのであれば最後の2行を上にしたほうがいいと思います。もう1つ挙げると、3年に1度というよりもむしろ20年間段階的に改定していくという考え方自体を変える。いずれにしてもこの最後の部分が一番の肝なのでしょうね。

会長 確かに、ここが一番のポイントだと思います。ここで皆さん前回も大変苦労しました。では、「これまでの」という文言を入れるのはどうでしょうか。過去の内容も踏まえての答申であり、初めて聞くと3年に1度というのはどこから出てきたのかわからないと思います。「これまでの3年に1度」という文言で平成30年度の答申内容を表し、「に限らず」につなげる。要はどこかで改定しなければならないのですが、文章中に何年に改定すると具体的に明記できないため、このような文章になったと思うのです。いきさつもあり

ますので、「これまでの3年に1度に限らず」という文言を入れてもよろしいでしょうか。附帯意見の内容は皆さんご理解いただいていると思うのですが、その文言がつながるようにすることを皆さんは求められていると思うのです。将来的に国や東京都からの税率改定がないということはある得ないと思うので、その内容を文章に入れていただく必要があると思います。もう1つは国分寺市も多摩26市の中に入っているのです、どうしても多摩26市を参考にして、多摩26市と共に取り組む必要があるということで、多摩26市についての文章を入れる。多摩26市の平均値を参考に何をするのかといったら標準保険料率に近づけていくということです。ここまではよろしいですね。そして、これまでの3年に1度に限らず、被保険者の急激な負担増にならないような取組をし、適宜改定していくこととなります。そして最後に、収納率の向上に取り組んでいく。このような内容でどうでしょうか。文章に直すとまた違ってくるのですが、言っていることはご理解いただけたと思います。

事務局 会長、一度事務局から最終的な附則意見を読み上げたほうがよろしいでしょうか。会長 では、事務局からもう一回読み上げをお願いします。

事務局 最後の文章の後段のところを、皆様のご意見と先ほどの会長のお話を総合させていただきます。「なお、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩26市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに、これまでの3年に1度に限らず、被保険者の急激な負担増とならないよう適宜改定していくことが必要である。あわせて、収納率の向上にも積極的に取り組む必要がある」でよろしいでしょうか。

宮崎（悦）委員 いいと思います。

会長 よろしいですか。ほかにございますか。

鹿島委員 さっきの収納率のところがちょっと気になったので、平成30年度の答申書の附則意見を見てみました。そこには収納率の向上に限らず、医療費の適正化であるとか、疾病予防や重症化予防のための保健事業等と書いてあります。同様の内容を収納率のところに入れてもいいのかなと思います。最後の文章に収納率だけ入れるのは、文章的にどうなのかと感じますので、平成30年度の答申第1号、第2回の参考資料2の最後に、諮問した内容がありますが、それをそのまま頂いてしまえば結構きれいな文章になっていいかなと思います。

事務局 第2回参考資料2です。

鹿島委員 「なお」「なお」になってしまうので、「また」とか「さらに」に替えればいいと思います。

会長 皆さん大丈夫ですか。資料はありますか。お読みください。平成30年度答申書の「収納率の向上及び」以下の文章を追加するというのでしょうか。

鹿島委員 私が言った趣旨はそうです。収納率はある程度水準に達しているということなので、それだけではなく、ここに出ているような「医療費の適正化、収納率の向上及び疾

病予防や重症化予防のための保健事業の実施等をさらに強化し」という文言を入れたほうが、答申書として全体を考えて答申したというイメージになってよろしいのではないかと
いう私の意見です。

会長 要はバランスを考えているのですよね。

鹿島委員 そうです。収納率だけにこだわる必要はないのではないかと思います。最後に
収納率だけ取ってつけたように加えるよりは、こういった形にしたほうが、重みが増すの
ではないかなと思います。

会長 収納率も含めるということですよ。

鹿島委員 そうです。

会長 前回の平成 30 年度は、「市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向
上及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等をさらに強化し、国民健康保険制
度の安定的な運営を確保すること」という文言となっています。鹿島委員から、収納率だ
けを入れるのではなく、医療費の適正化といった、平成 30 年度に入れた文言と一緒に入れ
て取り組む必要があるのではないかとのご意見頂きました。最後の「あわせて」以下に、
医療費の適正化、収納率の向上、疾病予防、重症化予防、保健事業の実施等の内容に関す
る文言を入れてもよろしいでしょう。

鹿島委員 追加する文言は、運営協議会の中で、実際には協議していない部分も入ってし
まっていますよね。

会長 そうです。

鹿島委員 ただ、今後それが実施されるのではないかとということも含めて入れておいたほ
うがいいのではないかとということです。文章的な内容はちゃんと協議しなければいけない
のでしょうが、収納率だけ出てくるとするのは若干違和感がある次第です。

会長 医療費の適正化・収納率・疾病予防というのは当然必要になってくと思うのです。

宮崎（悦）委員 平成 30 年度の答申書に書いてあるので入れていいのではないのでしょうか。

会長 では、最後の文言ですが、「あわせて、収納率の向上」のところを収納率のみにこ
だわらず、「あわせて、医療費の適正化、収納率の向上及び疾病予防や重症化予防のため
の保健事業の実施等をさらに強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を確保すること」
とすることで、鹿島委員いかがでしょうか。

鹿島委員 私的にはそれでいいと思います。

会長 鹿島委員からいただいたご意見について、皆さんからの賛同を確認したいと思いま
す。平成 30 年度の文章を今回の答申書に入れさせていただいてもよろしいのでしょうか。皆
さんから賛成いただきました。ありがとうございます。では、後ほど平成 30 年度の答申内
容を入れたものを事務局に作成していただき、皆さんに納得していただくような答申書に
したいと思います。文言は先ほどの内容で基本的にいいのですが、文言を追加した文章を
どうしましょう。よろしいですか。

事務局 読み上げましょうか。

会長 お時間を頂いていいですか。修正した答申書の内容を事務局からもう1回読み上げていただきたいと思います。

事務局 それでは、最後に読み上げをさせていただいて、事務局で読み上げた内容の答申書を作成してご確認いただくという形を取りたいと思います。いま一度直したところから読み上げをさせていただきます。「なお、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩26市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに、これまでの3年に1度に限らず、被保険者の急激な負担増とならないよう適宜改定していくことが必要である。あわせて、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等をさらに強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を確保すること。」としております。

会長 今、事務局から文章を読み上げていただきました。皆様からご意見頂いた内容を反映させたこの答申書でよろしいでしょうか。では、異議がなければ挙手していただきたいのですが、よろしいですか。これに賛同していただける方は挙手をお願いします。皆さん、承認いただきありがとうございます。では、この文章で答申書を作成したいと思います。

事務局 答申書を作成している間にほかの参考資料についてご紹介してもよろしいでしょうか。

会長 皆さんお時間を頂いてもよろしいでしょうか。今の答申内容で事務局が答申書を作成しています。作成した答申書を皆さんに配付させていただきますので、よろしくお願いします。その間に事務局からお話がございますので、よろしくお願いします。

事務局 それでは、参考資料についてご説明いたします。こちらは国保税減免制度の紹介です。保険税の負担や様々な影響により収入が減少した場合などに対する減免制度がございます。市ホームページや納付書を送付する際などにもお知らせをしておりますが、このような機会を通じて減免制度についてご紹介をさせていただければと思います。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する減免です。こちらは、その名のとおりコロナの影響を受けて国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づく税額の減免を適用します。対象となる世帯は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計者が死亡または重篤な傷病を負った世帯です。また、同ウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、その減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、前年の合計所得が1,000万円以下であること、事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合には、申請により国民健康保険税を減免することができます。

2つ目は、国分寺市国民健康保険条例に基づく減免です。こちらは、災害により資産に重大な損害を受けた場合、また納税義務者の死亡、障害等により収入が皆無または著しく減少して生活困窮となった場合などの際に、申請により税額の減免を適用することができます。

市ではこのような国民健康保険制度があります。もし必要とされる方がお知り合いなど

にいらっしゃいましたら委員の皆様からお声がけを頂き、市へお繋ぎいただければ、要件に合致するのかなど、その方の状況を個別にお伺いしながら具体的な説明をさせていただくなどの対応をしていきます。どうぞよろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。こういう制度があるということを皆さんご承知いただいて、該当される方がいらっしゃれば市に相談してもらうことになります。先生方から新型コロナの影響で何かお話はありますか。委員の方で何かお話はありますか。こういう制度があるということを皆さんにご承知いただきたいということで、参考資料を添付させていただきました。また、何かご質問がありましたら事務局までお願いいたします。続きまして、今後の日程です。

事務局 第5回の日程に関しまして説明させていただきます。第5回の日程は12月15日木曜日、午後2時より、同じく国分寺市役所プレハブ第1会議室にて開催いたします。第5回は令和3年度決算状況と、健康推進課職員も出席の上、本市の医療費適正化事業の実施状況をご報告させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

事務局 前回c o c o b u n j iでの開催についてご意見を頂戴したのですが、今年度3月までの会場が、木曜日が全ていっぱいになっておりました。そのため次回、12月15日は同じ会場で同じ午後2時より開催したいと思っております。来年度につきましては日程を早めに調整して、なるべくリオンホールで開催をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 そういうことで、第5回目は本日と同じこの会議室での開催となります。よろしいですね。この協議会が毎月同じ日程で定期的に行われるような会議であれば取りやすいのですが、日程も不定期で皆さんのご都合もありますので、難しいところです。よろしくお願いいたします。ただ、駐車場からすぐ来られる場所です。皆さん12月15日のご都合は大丈夫でしょうか。

では、事務局からその他ございますか。

事務局 今、答申書を作成しておりますので、よろしければ藤巻先生からお話を頂戴できればと思います。

会長 これを楽しみにしています。

副会長 余談なのですが、つなぎということで、お話させていただきます。一昨日、テレビを見ていたら漫画の島耕作が出てきて、若いうちから腎臓検診をやれという日本腎臓財団のキャンペーンをやっていました。若い頃の島耕作が、年を取った自分から、若いうちから腎臓検診を受けろよと言われていました。今、慢性腎臓病は新たな国民病ともいわれており、8人に1人、1,300万人ぐらいが慢性腎臓病になるといわれています。最近、CKDという言葉が聞かれたことがあると思いますが、十数年前に欧米から入ってきた慢性腎臓病という考え方です。診断は簡単です。蛋白尿が3か月ぐらい続くか、腎機能の低下がみられるかです。以前はクレアチニンで大雑把にやっていたのを、今はeGFRで診断しています。人間ドックなどを受けると推算糸球体濾過量といって、eGFRという数

値が出ると思います。60 以上が正常なのですが、それが 60 以下、または蛋白尿ないしは腎機能障害の基準を満たし、両方または片方が 3 か月以上持続した場合に、慢性腎臓病と診断されます。今、CKDと盛んに言っていますが、そういう人が非常に多くなっています。なぜ盛んにそう言われているのかというと、僕も今、保険診療でそれをやっていますが、慢性腎臓病になると最終的に透析治療が必要になります。透析に入る方が今 34 万人ぐらいいて結構多いのですが、1 人あたり 1 か月 40 万円かかります。1 年間でおよそ 500 万円かかることになります。34 万人全員を掛け合わせると 1 兆 7,000 億円となります。年間、透析事業だけでこれだけの金額がかかっています。公的にそういう医療費をなるべく削減する方向に持っていこうと、市でも慢性腎臓病の 1 つである糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいます。国分寺市では非常にしっかりとアルブミン量等を調べていただいています。

もう 1 つ関係しているのは、いわゆる心疾患や脳梗塞です。慢性腎臓病になり心疾患や脳梗塞に陥ることで、透析に入る前に命を落としてしまうということが、非常に今、着目されています。ですから、いろいろなところに CKD, eGFR, 推算糸球体濾過量が出てくるかと思いますが、60 以下になるとそういう傾向があります。

ただ、何年か前に国分寺市民のそれこそ 1 万人ぐらいを見てみると、やっぱり日本人だと 60 を下回る人が 3 割ぐらいいるのです。だから、人間ドック等で 60 を下回ったら大変だと考えるより、これはあくまでも欧米から入ってきた 60 以下という基準に従っているものであり、欧米人と腎臓の大きさ等も違うことを理解する。60 以下だと日本人の 3 割ぐらいが慢性腎臓病に入ってしまうので、50 ぐらいが妥当なのかもしれないのです。慢性腎臓病は、診断が非常に簡単です。蛋白尿が 3 か月、腎機能 eGFR 60 以下が 3 か月続けば診断できます。今、非常に人数が多く、約 1,300 万人いるということで、新たな国民病と言われています。たまたま一昨日のテレビでキャンペーンが流れていて、今後流れると思うのですが、CKDとeGFRは関係しているということで余談ですがお話をさせていただきました。

事務局 お話を頂きましてありがとうございます。

会長 藤巻先生からお話しがございました。何に気をつければいいのでしょうか。

副会長 定期的に健診を受けるということが非常に重要だということです。

宮崎（悦）委員 先月市の健診に行ったら慢性腎臓病のパンフレットがちゃんと入っていました。

副会長 結構カラフルなパンフレットで健診を受けた方にお知らせしています。

宮崎（悦）委員 力入れているのだなと思いました。

会長 次回は健康推進課よりお話がございまして、第 5 回を楽しみにしていただきたい。また、高野先生、新川先生、何か話がありましたら第 5 回でお願いします。急に振られても大変でしょうから前もってお願いしておきます。よろしくお願いします。先生方に出席していただき、皆さんのためになるお話を頂けると本当にありがたいので、よろしくお願いします。

いします。

では、皆様大変お待たせいたしました。事務局から早速、答申書（案２）を頂きましたので、読み上げさせていただきます。

諮問事項２の国民健康保険税の税率改定について、上段の部分はよろしいですね。先ほど皆さんにご審議いただいた内容で、「なお、今後の税改定に当たっては、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、多摩 26 市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに、これまでの３年に１度に限らず、被保険者の急激な負担増とならないよう適宜改定していくことが必要である。あわせて、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等をさらに強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を確保すること。」

この内容で皆さんにご審議頂きました。これでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。また事務局も急にご対応いただきありがとうございます。

では、皆さんほかに何かございませんか。なければ閉会とさせていただきます。では最後に藤巻副会長から締めのお言葉をお願いします。

副会長 今日は早く終わるのではないかなという感じだったのですが、皆さんの熱い議論でもって少し時間が超過したかもしれません。その分、非常にしっかりした答申ができたのではないかと思います。８月、９月、１０月と集中審議で４回やってきましたが、非常に深く、税率自体が人によっては非常に重くかかるということで、これだけみんなで十分審議し、非常にいい答申ができたのではないかなと思います。

今日も熱い討論をありがとうございました。また１２月にあるようですが、今年が一番重要なことに関してはこれで一区切りだと思います。本当に皆さん協力していただきましてありがとうございました。会長ともども御礼申し上げます。

会長 ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

会長 では、これでお開きとさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

小藤孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

高野 誠

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

宮崎 邦子

